

令和5年7月27日

まちづくり委員会資料

陳情第14号

麻生区高石5丁目の当該樹林地
(緑地番号7273)の保全に関する陳情

建設緑政局

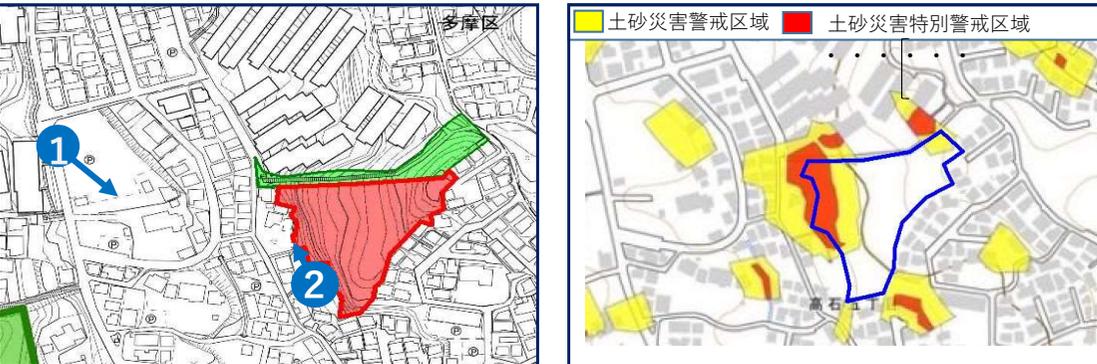
陳情第 1 4号麻生区高石5丁目の当該樹林地（緑地番号7273）の保全に関する陳情

1. 陳情箇所の概要

【所在地】麻生区高石5丁目 【面積】約0.7ha 【緑地総合評価】Bランク



2. 現況写真（令和5年7月6日撮影）



3. 緑地保全制度の概要

・川崎市では、様々な緑地保全施策を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地等を次の世代へ継承していくために、市独自の緑地総合評価制度を設け、市域に残された1,000㎡以上の樹林地についてA・B・Cのランク付け※を行い、効果的な緑地の保全を進めています。

※樹林地は、自然条件、社会条件及び市民活動などのデータを整理・評価し、ABCのランクに分け、保全すべき樹林地の優先順位を明らかにしています。



・緑地総合評価は25点満点でAランク（25～17点）、Bランク（16～10点）、Cランク（9～3点）となっている。本対象地はBランク（15点）で約0.7haの樹林地であり、多摩丘陵軸にも多摩川産線軸に該当しないことから、適用できる緑地保全施策は、「緑の保全地域」、「緑地保全協定」、「保存樹林」となる。

4. これまでの経緯

- 令和3年1月 『当該緑地を開発から守り保全し次世代につなげていきたい』との内容について、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「条例」とする）第27条に基づく緑の保全に関する申出（以下「緑地保全に関する申出」とする）が提出される（申出人A）
- 令和4年7月 当該地の保全に関する市長の手紙が提出される。
『当該緑地を特別緑地保全地区として保全してほしい』との内容について、条例に基づく申出が提出される（申出人B）
- 令和4年8月～12月 『当該緑地を保全してほしい』との内容について、申出人Bより署名が提出される
- 令和4年9月 地権者あて交渉実施
- 令和5年1月 緑地保全に関する申出について、条例第27条2項に基づき環境審議会にて「緑地総合評価がBランクであることから、緑の保全地域の指定または緑地保全協定、保存樹林の締結に向けた交渉を進めていく。」と報告を行う
- 令和5年2月 環境審議会への報告結果について申出人あて措置通知書を送付
- 令和5年5月 地権者あて交渉実施
- 令和5年6月 本陳情書が提出される